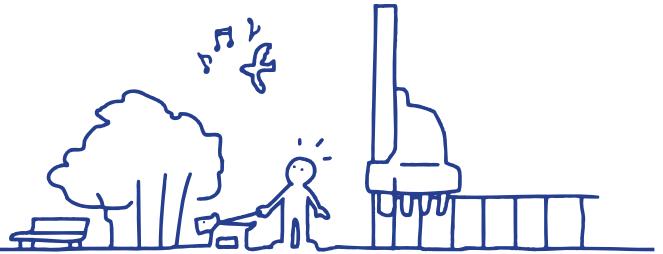


株式会社 技研製作所



第43期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年11月26日 (火曜日)
午前**10時** (受付開始：午前**9時**)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役**7名**選任の件

開催場所

高知市高須砂地155番地
セリーズ 3階 レインボーホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を2024年11月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第43期（自2023年9月1日至2024年8月31日）の概況および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧ください。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2024年11月

株式会社技研製作所

代表取締役社長CEO 大平 厚

社是

仕事に銘を打て

経営理念

- 一、我社は世の中の役に立つ独創的な「物」「方法」を創造し世の中に貢献する。
- 一、我社は顧客の立場に立って「物」「方法」を創造し、より価値の高い物を、お客様に与え続ける。
- 一、我社は正しい倫理の上に立ち、真面目な事業運営で永久繁栄を計る。
- 一、我社に対し力を貸してくださっている方々に少しでも多くの利益をもたらし、共存共栄を計る。
- 一、我社の社員は一丸となって努力し如何なる時代が来ようとも絶対につぶれる事のない強靱な体質を作り、事業の永久繁栄を計る。
- 一、我社の社員はもっともっと人間性を高め社会的地位の向上を計ると共に財産の増強を計る。

株主各位

証券コード 6289
2024年11月7日

高知市布師田3948番地1

株式会社 **技研製作所**

代表取締役社長CEO 大平 厚

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.giken.com/ja/ir/general-meeting-of-shareholders/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「技研製作所」または「コード」に当社証券コード「6289」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6289/teiji/>



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年11月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2024年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
2 場 所	高知市高須砂地155番地 セリーズ 3階 レインボーホール	
3 会議の目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第43期（自2023年9月1日至2024年8月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第43期（自2023年9月1日至2024年8月31日）計算書類報告の件
	決議事項	<ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 次頁の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。 	

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - 本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年11月26日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月25日(月曜日)
午後5時 入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年11月25日(月曜日)
午後5時 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

基票日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

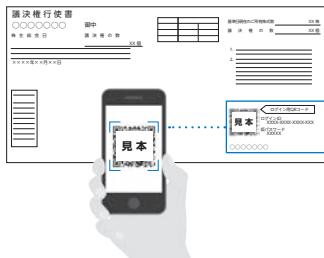
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

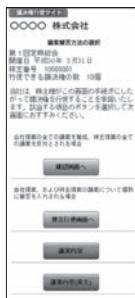
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、22円といたしたいと存じます。これによって、中間配当金と合わせた1株当たり年間配当額は42円となります。

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額 | 当社普通株式 1株につき22円
なお、この場合の配当総額は、588,889,532円となります。 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2024年11月27日（水曜日） |

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含めた取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当		
1	森部 慎之助	代表取締役会長	—	再任
2	大平 厚	代表取締役社長 C E O	—	再任
3	前田 みか	取締役 専務執行役員	グローバル戦略本部担当	再任
4	森野 有晴	取締役 専務執行役員	新工法開発事業・ 圧入工法推進事業担当	再任
5	久松 朋水	社外取締役	—	再任 社外 独立
6	岩城 孝章	社外取締役	—	再任 社外 独立
7	澤 祥雅	—	—	新任 社外 独立

候補者番号

1

もり べ しん の すけ
森 部 慎之助

再任

生年月日

1951年10月2日生

所有する当社株式の数

11,216株

取締役会出席状況

12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2012年3月	高知県庁退職
2012年6月	当社入社
2012年10月	当社執行役員工法事業部長兼GTOSS営業本部副本部長兼JPA推進室長
2013年2月	当社執行役員工法事業部長
2013年11月	当社常務取締役
2015年11月	当社専務取締役
2016年6月	当社取締役副社長
2020年3月	Giken Europe B.V. 社長
2020年11月	当社代表取締役社長
2023年11月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

森部慎之助氏は、行政での豊富な経験と実績を有し、2013年から当社の取締役として経営に携わっております。2020年から3年間代表取締役社長を務めた後、2023年からは代表取締役会長として経営監督に当たる一方、指名・報酬委員会の委員としてガバナンス面で貢献しており、企業経営に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **2**おおひら
大平あつし
厚

再任

生年月日

1959年2月3日生

所有する当社株式の数

10,072株

取締役会出席状況

12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社技研施工入社
1999年3月	同社業務部西日本事業所長
2003年9月	Giken America Corporation 出向
2009年2月	当社出向 執行役員工法事業部長
2011年6月	当社執行役員工法事業部長兼JPA推進室長
2012年10月	株式会社技研施工常務執行役員
2013年11月	同社専務取締役
2014年11月	当社取締役
2015年11月	株式会社技研施工代表取締役社長
2020年9月	Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd. 社長
2022年3月	当社取締役副社長 Giken Europe B.V. 社長
2022年5月	株式会社技研施工代表取締役会長（現任）
2023年4月	Giken America Corporation 社長
2023年11月	当社代表取締役社長CEO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社技研施工 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

大平厚氏は、株式会社技研施工の代表取締役として施工・営業部門や、海外子会社の社長として豊富な経験と実績を有し、2014年から当社の取締役として経営に携わっております。2023年からは代表取締役社長CEOとして優れた経営手腕を発揮し、企業経営に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

まえだ

前田 みか

再任

生年月日

1966年8月2日生

所有する当社株式の数

18,542株

取締役会出席状況

12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社
2013年2月	当社企画部部門リーダー
2015年9月	当社経営戦略部部門リーダー
2016年9月	当社執行役員 製品事業担当
2016年11月	当社取締役
2017年11月	当社常務取締役
2020年6月	株式会社技研施工常務取締役
2020年11月	当社専務取締役
2022年8月	株式会社技研施工専務取締役
2023年11月	当社取締役専務執行役員 グローバル戦略本部担当 (現任) 株式会社技研施工取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社技研施工 取締役

取締役候補者とした理由

前田みか氏は、当社の主要事業において豊富な経験を積み、2016年から当社の取締役として経営に携わっております。現在はグローバル戦略本部を管掌し、社業に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月	当社入社
2016年9月	当社生産管理部部門リーダー
2017年11月	当社執行役員 製品事業担当
2021年11月	当社取締役
2023年11月	当社取締役専務執行役員 新工法開発事業・圧入工法推進事業担当 (現任)

取締役候補者とした理由

森野有晴氏は、当社の主要事業において豊富な経験を積み、2021年から当社の取締役として経営に携わっております。現在は新工法開発事業および圧入工法推進事業を管掌し、社業に係る高い見識と能力を活かしてその役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

もり の ゆう せい
森野 有晴

再任

生年月日

1977年6月1日生

所有する当社株式の数

4,432株

取締役会出席状況

12 / 12回

候補者番号 **5**
 ひさ まつ とも み
久松 朋水

再任

社外

独立

生年月日

1953年7月7日生

所有する当社株式の数

2,300株

取締役会出席状況

12 / 12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 太陽鍛工株式会社（現 株式会社太陽）入社
 1984年8月 同社取締役
 1986年7月 同社代表取締役副社長
1986年8月 土佐倉庫株式会社取締役（現任）
 1992年8月 太陽鍛工株式会社代表取締役社長
1997年7月 株式会社太陽代表取締役社長（現任）
 2001年8月 日本ブレード株式会社代表取締役社長
2020年11月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社太陽 代表取締役社長
 土佐倉庫株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

久松朋水氏は、企業経営者として国内外における豊富な経験と実績を有しており、グローバルかつ客観的な立場から、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1978年8月 高知県庁入庁
 2009年4月 同産業振興推進部長
 2012年1月 高知県副知事
 2021年3月 退任
2021年6月 高知空港ビル株式会社代表取締役社長（現任）
ニッポン高度紙工業株式会社社外取締役（現任）
2021年11月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

高知空港ビル株式会社 代表取締役社長
 ニッポン高度紙工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩城孝章氏は、長年行政で培われた高い見識に加え、企業経営者としての経験と実績を有しており、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 **6**
 いわ き たか あき
岩城 孝章

再任

社外

独立

生年月日

1952年11月30日生

所有する当社株式の数

1,900株

取締役会出席状況

12 / 12回

候補者番号

7

さわ
澤

よし まさ
祥 雅

新任

社外

独立

生年月日

1987年1月21日生

所有する当社株式の数

一株

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

2012年12月 弁護士登録
2012年12月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2019年9月 アシャースト法律事務所（豪州）入所
2021年4月 ニューヨーク州弁護士登録
2022年1月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

澤祥雅氏は、会社法、コーポレートガバナンス、M&A、米国・豪州を中心とした国際法務、再生可能エネルギー等を専門分野とする企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと期待できることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久松朋水氏、岩城孝章氏および澤祥雅氏は、社外取締役候補者であります。
3. 久松朋水氏および岩城孝章氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって久松朋水氏が4年、岩城孝章氏が3年となります。
4. 当社は、久松朋水氏および岩城孝章氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、澤祥雅氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、久松朋水氏および岩城孝章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、澤祥雅氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

取締役候補者および現任監査役の専門的知識および経験は、以下のとおりであります。

氏名	地位	企業経営	技術研究 開発	営業 マーケティング	グローバル	財務 会計	総務 人事	法務 コンプライアンス
森 部 慎之助	代表取締役会長	●		●				●
大 平 厚	代表取締役社長 C E O	●		●	●			
前 田 みか	取締役 専務執行役員	●			●		●	●
森 野 有晴	取締役 専務執行役員	●	●				●	●
久 松 朋水	社外取締役	●		●	●			●
岩 城 孝章	社外取締役	●		●				●
澤 祥 雅	社外取締役				●			●
油 野 昭彦	常勤社外監査役					●	●	
松 岡 さゆり	監査役						●	●
浪 越 一郎	社外監査役						●	●

- (注) 1. 各人の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。
2. 地位は、第2号議案が原案どおり承認可決された後の取締役会の決議をもって正式に決定する予定であります。

以 上

事業報告 (自2023年9月1日至2024年8月31日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは、当期を最終年度とする中期経営計画（2022年8月期－2024年8月期）において、将来の成長を見据えた基盤の確立に向けて、具体的な取り組みを進めてきました。当初の数値計画におきましては、急激な材料価格の高騰等を受けた影響から見直しを行いました。国内外への新しい工法の提供とともに、大きな社会課題であるカーボンニュートラルや労働人口の減少に対応する機械の電動化・自動化を推進するなど、成長の基盤づくりを着実に進めました。

当期における国内の事業環境は、建設投資が官民ともに堅調に推移したことから、企業の設備投資が堅実に推移しました。しかしながら、原材料や建設資材価格の高止まりに加え、労務費の上昇が利益の圧迫要因として働き、建設業界においては厳しい経営環境が続きました。当社事業においては、コスト上昇やそれを受けた公共事業の施工規模の縮小が、ユーザーの設備投資意欲に少なからず影響を及ぼしました。

国内における工法技術提案活動では、災害復旧・復興事業や防災・減災対策、国土強靱化関係を中心にインプラント工法^{※1}の普及拡大に取り組みました。その結果、洪水・津波・高潮対策のための河川改修、豪雨災害で被災した道路の復旧、老朽化した堤防の修繕、防衛施設強靱化に関する駐屯地の整備、洋上風力発電の基地港の岸壁工事に採用される等、採用案件数は順調に推移しました。

※1 一本一本が高い剛性と品質を有した杭材（許容構造部材）を地中深く圧入し、地震や津波、洪水などの外力に粘り強く耐える「インプラント構造物」を構築する工法。

売上高	前期比	経常利益	前期比
294億81百万円	0.7%増 	35億82百万円	17.1%増 
営業利益	前期比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前期比
33億24百万円	11.4%増 	24億37百万円	187.9%増 

令和6年能登半島地震の復旧事業では、石川県金沢市に開設した臨時事務所（能登復興支援室）の活動の結果、グループ会社の株式会社技研施工が、崩落により片側交互通行を余儀なくされていた「のと里山海道」の「能登大橋」で緊急復旧に向けた橋台補強工事を受注し、「ジャイロパイラー」「GRBシステム」を用いて早期の対面交通の確保に貢献しました。当社はこれからも、2032年度末までを計画期間とする「石川県創造的復興プラン」に基づく復興に貢献していきます。

また、首都高速道路リニューアルプロジェクトのメインとなる日本橋区間地下化事業では、まず河道拡幅の仮護岸の構築等にジャイロプレス工法が採用され、6月から工事がスタートしました。既存橋梁や建築物が近接する現場において、省スペースかつ無振動・無騒音で鋼管杭を施工できる当社の技術力が評価されたものです。本事業では2035年度の完成に向け、既存橋梁の桁下部での杭工事も予定されています。当社は、今後もさまざまな工法技術提案を進め、採用に向けて活動を進めていきます。

市場拡大を目指す海外展開では、圧入市場の継続的発展に向け、市場形成が軌道に乗りつつあるヨーロッパ、アジア地域を軸に事業モデルの構築を目指し、具体的な活動を進めました。その他の地域においては圧入市場の創造段階から見直しを図るため、市場調査や詳細分析を行い、これに基づくビジネスモデル・工法普及のあり方等を検討し、事業拡大に向けた取り組みを進めました。

ヨーロッパ地域では、市場形成が進捗するオランダ、ドイツ、イギリスに加え、イタリアをターゲットに工法普及活動に注力し、その結果、イタリアの専門工事会社に対する製品販売に結び付けました。同社は当社グループの開発力や工法技術提案力、ユーザーサポート体制を高く評価し、昨年のRED HILL 1967の訪問を経て圧入技術の普及可能性について確信を深め、購入を決めました。同社は6月より運用をスタートした欧州版GTOSS^{※2}の会員企業でもあり、技研グループとして今後技術支援を強化していきます。

※2 会員ユーザーに対し、製品に加えて技術サービスなどのノウハウを提供して現場の生産性向上を図る総合支援システム。

アジア地域では、アジア版GTOSSの会員企業であるシンガポールの有力ユーザーに対し、昨年8月に続き、6月に2台目のジャイロパイラーを納入しました。東京都内での現場視察等を通じて工法の優位性について理解を深め、導入が実現したものです。当社グループは同社と連携し、シンガポールを起点として、東南アジアのインフラ整備ならびに都市再開発に伴う需要の増加に対するジャイロプレス工法の市場形成を進めていきます。

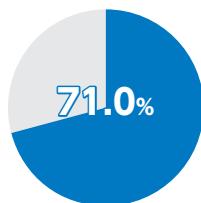
市場形成の戦略を再構築中の北米地域では、まず既存市場の基盤強化と顧客ロイヤリティの向上を目的に6月より北米版GTOSSをスタートさせました。その中で会員企業である有力ユーザーに対し、鋼管矢板対応クリアパイラー「CLP200A」を納入しました。北米地域での低空頭対応機の納入は初めてです。また市場調査を行ったほか、圧入市場の創造に向けた新しい取り組みを計画しています。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は29,481百万円（前期比0.7%増）、営業利益は3,324百万円（同11.4%増）、経常利益は3,582百万円（同17.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,437百万円（同187.9%増）となりました。なお前連結会計年度においては、連結子会社との合併関係解消に伴う関係会社整理損として1,367百万円を特別損失に計上しております。

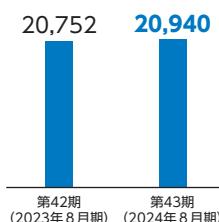
セグメントの業績は次のとおりです。

建設機械事業

売上高構成比



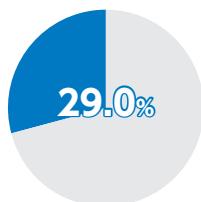
売上高 (単位: 百万円)



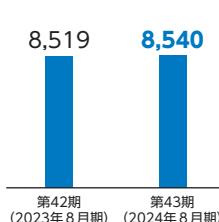
国内では硬質地盤に対応した「フライホイール式パイルオーガ」を標準搭載した「サイレントパイラーF112」の販売が好調に進捗しました。また海外においては北米向けの製品販売等が売上高の伸長に寄与しました。一方、材料単価の高騰の影響で施工量が減少する中、粗利率の高い大型特殊機の販売が少なかったことや販管費の増加を受け、売上高は20,940百万円（前期比0.9%増）、セグメント利益は4,624百万円（同0.9%減）となりました。

圧入工事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



工法採用が堅実に推移する中、東日本大震災復興事業の水門工事の基礎（岩手県）、高速道路の拡幅工事（愛知県）、発電所の防水壁構築（岐阜県）等において工事が順調に進捗しました。国内における開発型案件^{※3}の受注が堅調に推移した結果、圧入工事業の売上高は8,540百万円（前期比0.2%増）、セグメント利益は1,161百万円（同32.7%増）となりました。

※3 一般開放する前の当社が開発した製品・工法を使った工事案件を開発型案件と呼んでいます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、1,347百万円であります。

主な設備投資の内容は、レンタル用機械によるものであります。

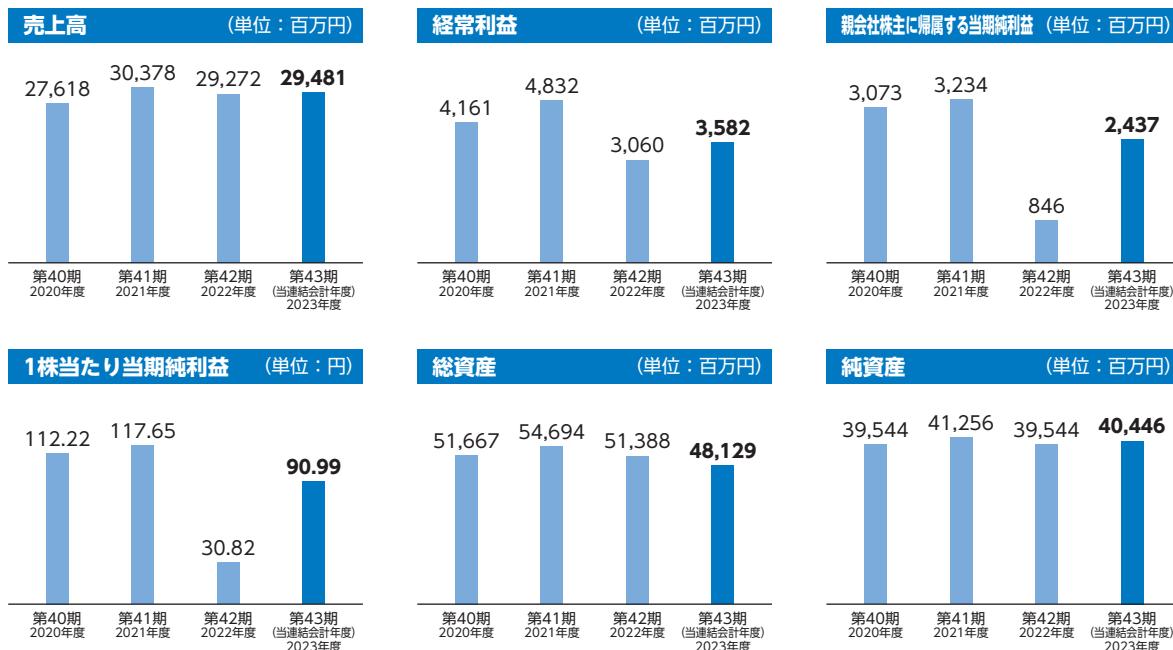
なお、当連結会計年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況



区分	第40期 2020年度	第41期 2021年度	第42期 2022年度	第43期 (当連結会計年度) 2023年度
売上高 (百万円)	27,618	30,378	29,272	29,481
経常利益 (百万円)	4,161	4,832	3,060	3,582
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,073	3,234	846	2,437
1株当たり当期純利益 (円)	112.22	117.65	30.82	90.99
総資産 (百万円)	51,667	54,694	51,388	48,129
純資産 (百万円)	39,544	41,256	39,544	40,446

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分		第40期 2020年度	第41期 2021年度	第42期 2022年度	第43期 (当事業年度) 2023年度
売上高	(百万円)	20,480	21,417	20,982	19,405
経常利益	(百万円)	3,719	4,593	2,978	2,321
当期純利益	(百万円)	3,056	3,350	856	1,682
1株当たり当期純利益	(円)	111.62	121.87	31.16	62.81
総資産	(百万円)	45,550	47,906	45,821	42,963
純資産	(百万円)	36,296	37,873	36,685	36,407

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社技研施工	30百万円	100	圧入工事および基礎工事
Giken Europe B.V.	20百万 ユーロ	100	建設機械の販売および圧入工事
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	2百万 シンガポールドル	100	建設機械の販売および圧入工事
Giken America Corporation	9百万 米ドル	100	建設機械の販売および圧入工事

(注) 資本金は、百万通貨単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは中期経営計画2027を策定し、基本戦略として以下の課題に取り組んでおります。

① 海外市場への積極展開

世界の国々では日本と同様に気候変動に伴い激甚化する自然災害への対応、老朽化した社会インフラの再生・強化が喫緊の課題として注目されているほか、地域の発展のために、新しいインフラを必要としている国や地域があります。

これまで当社グループは独自のビジネスモデルに基づき、ビジネスの展開、海外事業パートナーへの技術提供、各国官公庁等への工法普及活動を推進してきました。その結果、圧入技術は世界40以上の国と地域に広がり、各地域での建設課題の解決に貢献してきました。

今後、海外市場のうち、事業拠点がある地域は機械販売を中心とした取り組みから進化させ、現地企業と築いたパートナーシップをさらに強固にするユーザー向け総合支援サービスGTOSS（GIKENトータルサポートシステム）を導入しトータルサポートの取り組みを進め、パートナー企業とともに圧入工法普及に取り組むことで、圧入市場の拡大を加速します。その他の地域は、市場調査を進めながら、当社グループの技術が必要とされる地域を選択し、ODA案件等に日本の質の高い技術として提案を行い、案件形成に積極的に取り組んでいきます。

② 独創性・創造性に富む開発の強化

建設市場では労働人口の減少や人件費の高騰が大きな課題となっており、省人化・生産性の向上に対応した工法・機械が強く求められています。また、地球温暖化や老朽化したインフラの再生・強化等の顕在化した社会的な建設課題に対して解決技術を提案するとともに、その他の多様な課題に対しても新しい技術を提案し続けるため、工法、機械の開発を強化しなければなりません。

当社グループではこれまで、「サイレントパイラー」の施工効率の向上を追求するため、地盤情報を推定し、圧入条件を自動的に最適化する「PPTシステム」の開発により、建設現場の大幅な生産性向上に取り組んできました。

今後も、新しい建設を切り拓く「開発型企業」として、社会の変化に対応した「物」「方法」をより早熟的確に、企画・開発し続けることができる体制を強化し、開発力をさらに向上させていきます。特に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を圧入技術、機械、技術提案に展開し、圧入工事の全自動化を実現するとともに、遠隔操作・自律施工を実現することで、国内のみならず、海外での効率的な施工や新たな技術支援を可能にし、人手不足の解消や生産性の向上・効率化といった課題に対処しながら新しい建設の構築に向けて取り組んでいきます。

また、今後強く求められてくる、循環型で持続可能な社会の実現に資するインフラの持つ機能を重視した「機能構造物」を実現し社会に貢献していく取り組みを続けます。

③ 国内市場の着実成長

国内でも大規模地震の多発や確実に発生する巨大地震への対応、気候変動による水害等の激甚化する自然災害への対応は、国土強靱化を進めていく上で喫緊の課題となっています。しかしながら、市場環境は建設資材価格の高止まりや、労務費の上昇、作業員の不足といった課題を抱えております。

これまで当社グループは、地震・水害等の災害復旧や高速道路等のインフラ更新など多くの実績を積み上げてきました。今後も、発注者・設計者に対し、企画段階からデータや実績など科学的な裏付けを持った圧入技術の優位性を軸にアプローチを強化することで、このような建設課題を解決する工事案件の創出を目指します。また、完成した構造物の品質を確保することや将来の維持管理に対応するため、杭の施工を高精度に管理できる「インプラント NAVI」や構造物の健全性を可視化する「神経構造物」の提案も進めます。

さらに、顧客支援の充実やニーズに対応した工法・製品を市場に提供することで顧客の持つ課題の解決を図り、圧入業界の発展を進めていきます。

④ 事業を支える基盤の強化と深化

難易度の高い開発課題や工法の技術提案、経験のない未知の分野への取り組み等に果敢に挑戦する姿勢をさらに強化し、新たな経験の獲得やフィードバックの積み重ねによって、イノベーションを当社グループの企業文化として定着させ、その活性化を図ります。

着実な利益確保に向けた企業体制へのシフトを目指し、データドリブンによる効率的かつ効果的な経営を実践するとともに、コスト削減や業務改善・拡大の活動を継続できる環境を整備します。これらの活動を通じ、当社グループの事業が継続的に、かつ大きく成長するための、より強固で質の高い事業基盤を構築します。

このようなイノベーションの創出、生産性向上の推進、またそれらの実現に必要な人的資本への投資は欠かせません。今後の事業展開を見据え、経営戦略と事業戦略を連動させ、社員に必要なスキルの習得、知識や経験の多様性の拡充、人材ポートフォリオの充実等の人的資本投資を推進し、事業推進の基盤を強化していきます。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

① 建設機械事業

当社は、各種の油圧式杭圧入引抜機（サイレントパイラー）および周辺機械を開発・製造・販売・レンタルするとともに、それに附帯する保守サービスを行い、無公害圧入工法の普及拡大に努めております。その他海外子会社のGiken Europe B.V.、Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.、Giken America Corporationにおいても機械販売と保守サービスを行っております。

② 圧入工事業

当社は、圧入技術から生まれる新工法を次々と開発し、その普及と市場拡大に努めるとともに、圧入というコア技術を発展させ、「地上に文化を、地下に機能を」というコンセプトで耐震地下駐車場「エコパーク」と耐震地下駐輪場「エコサイクル」を受注し工事を行っております。

国内子会社の株式会社技研施工および海外子会社は、当社製の最新鋭のサイレントパイラーおよび周辺機械を用いて、長年培ってきた高い技術力と豊富な実績をもとに、圧入工事を行っております。また同時に、さまざまな工事現場で得た稼働データや改良事項をメーカーである当社にフィードバックし、圧入機だけでなく、そのシステム化などさらなる進化に貢献しており、グループの事業に有効な相乗効果をもたらしております。

(6) 主要な事業所および工場 (2024年8月31日現在)

当社	高知本社：高知県高知市 東京本社：東京都江東区 北海道営業所：北海道札幌市 東北営業所：宮城県仙台市 関西営業所：大阪府大阪市 九州営業所：福岡県福岡市 能登復興支援室：石川県金沢市 高知本社工場：高知県高知市 高知第二工場：高知県高知市 高知第三工場：高知県香南市 関東工場：千葉県浦安市 東京工場：東京都足立区 関西工場：兵庫県丹波市 上海事務所：中華人民共和国上海市
株式会社技研施工	高知本社：高知県高知市 東京本社：千葉県浦安市 北海道営業所：北海道札幌市 東北営業所：宮城県仙台市 関西営業所：大阪府大阪市 九州営業所：福岡県福岡市 能登復興支援室 石川県金沢市 関西工場：兵庫県丹波市
Giken Europe B.V.	本社：オランダ王国アルメーレ市 工場：オランダ王国アルメーレ市
Giken Seisakusho Asia Pte., Ltd.	本社：シンガポール共和国
Giken America Corporation	本社：アメリカ合衆国オーランド市

(7) 使用人の状況 (2024年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
建設機械事業	405	8 (増)
圧入工事事業	179	3 (減)
全社 (共通)	114	2 (増)
合 計	698	7 (増)

(注) 全社 (共通) に記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
508	1 (増)	34.8	11.4

(注) 1. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。

(8) 主要な借入先および借入額 (2024年8月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社四国銀行	153
株式会社三菱UFJ銀行	145

(注) 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 28,194,728株
- ③ 株主数 10,373名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社北村興産	6,001	22.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,302	8.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,665	6.22
株式会社四国銀行	1,060	3.96
株式会社高知銀行	793	2.96
北村博美	649	2.42
北村知佐子	648	2.42
北村龍真	493	1.84
技研製作所従業員持株会	467	1.74
野村信託銀行株式会社 (投信口)	462	1.72

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を1,427,022株保有しておりますが、上表大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
5. 株式会社四国銀行は、所有株式を合算して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	9,108	4

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)②ロ.当該事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 部 慎之助	
代表取締役社長CEO	大 平 厚	株式会社技研施工 代表取締役会長
取締役専務執行役員	前 田 み か	グローバル戦略本部 担当 株式会社技研施工 取締役
取締役専務執行役員	森 野 有 晴	新工法開発事業・圧入工法推進事業 担当
社外取締役	岩 黒 庄 司	
社外取締役	久 松 朋 水	株式会社太陽 代表取締役社長 土佐倉庫株式会社 取締役
社外取締役	岩 城 孝 章	高知空港ビル株式会社 代表取締役社長 ニッポン高度紙工業株式会社 社外取締役
常勤社外監査役	油 野 昭 彦	
監査役	松 岡 さゆり	
社外監査役	浪 越 一 郎	株式会社技研施工 社外監査役

- (注) 1. 当社は東京証券取引所に対して、社外取締役岩黒庄司氏、久松朋水氏および岩城孝章氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 当社は東京証券取引所に対して、社外監査役浪越一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
- A. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
当社は、当社およびすべての子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに管理職等の従業員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- B. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し行った行為に起因して役員等に損害賠償請求がなされたことにより、役員等が負担する損害賠償額および訴訟によって生じた費用が支払われます。ただし、被保険者が私的な利益供与等を違法に得たことや、法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年10月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、2023年11月28日付で当該決定方針を改定しております。

取締役の報酬等の決定方針は以下のとおりであります。

※下線箇所は2023年11月28日付の改定内容です。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、変動報酬としての業績連動報酬（金銭報酬）、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を踏まえ固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し毎月支払うものとする。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（金銭報酬）は、各事業年度に在任した取締役を支給対象とし、各事業年度の連結売上高および連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。

4. 非金銭報酬の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、各事業年度に在任した取締役を支給対象とし、当社の持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する。具体的な付与数は、各取締役の役位、役割と責任を踏まえ決定し、毎年11月の取締役会において取締役への譲渡制限付株式の付与を決議し、12月に1年分を一括して付与する。

なお、譲渡制限付株式は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限および譲渡制限期間

取締役は、譲渡制限付株式について、付与日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 無償取得事由

任期中の正当な理由によらない途中退任、法令または社内規則の違反その他譲渡制限付株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬の額、中長期インセンティブを目的とした非金銭報酬の額、ならびにそれらの割合について総合的に勘案し作成した原案を独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会に付議し決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	14 (5)	233 (21)	219 (21)	14 (-)
監査役 (うち社外監査役)	5 (4)	21 (16)	21 (16)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	19 (9)	254 (37)	240 (37)	14 (-)

- (注) 1. 報酬等の額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2023年11月28日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役7名 (うち社外取締役2名) および監査役2名 (うち社外監査役2名) を含めております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式および社宅であります。株式の割当の際の条件等は「イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項」、各限度額等は「(注)4.」に記載しております。また、当事業年度における株式の交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
- A. 報酬総額
- 取締役 (2023年11月28日開催 第42期定時株主総会決議) 年額350百万円以内
(うち社外取締役分 年額 50百万円以内)
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役3名)
- 監査役 (2017年11月28日開催 第36期定時株主総会決議) 年額 50百万円以内
- 当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名
- B. 譲渡制限付株式報酬 (上記報酬総額とは別枠)
- 取締役 (社外取締役を除く) (2023年11月28日開催 第42期定時株主総会決議) 年額50百万円以内
年50,000株以内
- 当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名
- C. 社宅 (上記報酬総額とは別枠)
- 取締役 (社外取締役を除く) (2017年11月28日開催 第36期定時株主総会決議) 年額10百万円以内*
- 当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名
- * 当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額との差額の合計額

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2010年11月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し613百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

二. 当社の子会社からの報酬等の総額等

社外役員が当事業年度中に当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は240千円であります。

③ 社外役員の状況

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩 黒 庄 司	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待してありました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	久 松 朋 水	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待してありました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回中4回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	岩 城 孝 章	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行い、業務執行に対する監督、助言・提言等、社外取締役として期待してありました役割を適切に果たしていただいております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役	油 野 昭 彦	監査役就任以降開催した取締役会10回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、監査役就任以降開催した監査役会10回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	浪 越 一 郎	監査役就任以降開催した取締役会10回全てに出席し、独立のおよび中立的立場から、公正な意見表明を行いました。また、監査役就任以降開催した監査役会10回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

八. 責任限定契約に関する事項

氏名	責任限定契約の内容の概要
岩 黒 庄 司	当社は社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
久 松 朋 水	
岩 城 孝 章	
油 野 昭 彦	
浪 越 一 郎	

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る報酬等の額

	支払額 (百万円)
公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 支払額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、会計監査人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分できないため合わせて開示しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Giken Europe B.V.をはじめとする3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人の解任または不再任を決定することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,271
現金及び預金	10,180
受取手形、売掛金及び契約資産	3,843
電子記録債権	1,383
製品	4,391
仕掛品	1,418
未成工事支出金	45
原材料及び貯蔵品	2,619
その他	393
貸倒引当金	△3
固定資産	23,858
有形固定資産	18,463
建物及び構築物	4,772
機械装置及び運搬具	2,782
土地	9,730
建設仮勘定	836
その他	341
無形固定資産	125
投資その他の資産	5,270
投資有価証券	1,854
繰延税金資産	2,017
退職給付に係る資産	13
その他	1,929
貸倒引当金	△545
資産合計	48,129

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,312
支払手形及び買掛金	874
短期借入金	94
未払法人税等	519
契約負債	3,239
賞与引当金	828
その他の引当金	0
その他	1,756
固定負債	370
長期借入金	205
その他	165
負債合計	7,683
純資産の部	
株主資本	39,905
資本金	8,958
資本剰余金	10,128
利益剰余金	22,602
自己株式	△1,783
その他の包括利益累計額	541
その他有価証券評価差額金	75
為替換算調整勘定	390
退職給付に係る調整累計額	75
純資産合計	40,446
負債純資産合計	48,129

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2023年9月1日至2024年8月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,481
売上原価		18,613
売上総利益		10,867
販売費及び一般管理費		7,543
営業利益		3,324
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	32	
スクラップ売却益	13	
不動産賃貸料	72	
受取保険金	0	
保険解約返戻金	71	
業務受託料	50	
その他	64	317
営業外費用		
支払利息	2	
不動産賃貸費用	18	
為替差損	13	
支払手数料	10	
業務受託費用	9	
その他	3	58
経常利益		3,582
特別損失		
貸倒引当金繰入額	523	
減損損失	206	
固定資産廃棄損	81	811
税金等調整前当期純利益		2,771
法人税、住民税及び事業税	924	
法人税等還付税額	△467	
法人税等調整額	△123	333
当期純利益		2,437
親会社株主に帰属する当期純利益		2,437

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,673
現金及び預金	6,030
受取手形、売掛金及び契約資産	2,993
電子記録債権	779
製品	4,390
仕掛品	1,418
原材料及び貯蔵品	2,389
前払費用	75
その他	619
貸倒引当金	△22
固定資産	24,290
有形固定資産	16,660
建物	3,004
構築物	417
機械及び装置	2,537
工具器具備品	232
土地	9,634
建設仮勘定	833
その他	1
無形固定資産	104
ソフトウェア	95
その他	9
投資その他の資産	7,525
投資有価証券	1,341
関係会社株式	3,081
出資金	28
長期前払費用	179
繰延税金資産	1,801
その他	1,615
貸倒引当金	△523
資産合計	42,963

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,162
買掛金	766
短期借入金	10
1年内返済予定の長期借入金	84
未払金	435
未払費用	429
未払法人税等	138
契約負債	3,220
前受収益	105
預り金	55
賞与引当金	630
その他	287
固定負債	393
長期借入金	205
退職給付引当金	66
その他	121
負債合計	6,555
純資産の部	
株主資本	36,333
資本金	8,958
資本剰余金	10,128
資本準備金	10,118
その他資本剰余金	9
利益剰余金	19,030
利益準備金	265
その他利益剰余金	18,764
買換資産圧縮積立金	44
別途積立金	6,300
繰越利益剰余金	12,419
自己株式	△1,783
評価・換算差額等	74
その他有価証券評価差額金	74
純資産合計	36,407
負債純資産合計	42,963

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2023年9月1日至2024年8月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		19,405
売上原価		11,788
売上総利益		7,616
販売費及び一般管理費		6,046
営業利益		1,570
営業外収益		
受取利息	65	
受取配当金	299	
不動産賃貸料	133	
その他	297	
		795
営業外費用		
支払利息	2	
不動産賃貸費用	18	
支払手数料	10	
業務受託費用	9	
その他	3	
		44
経常利益		2,321
特別損失		
貸倒引当金繰入額	523	
減損損失	206	
固定資産廃棄損	81	
		811
税引前当期純利益		1,509
法人税、住民税及び事業税	420	
法人税等還付税額	△467	
法人税等調整額	△126	
		△172
当期純利益		1,682

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年10月18日

株式会社 技研製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社技研製作所の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社技研製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適

正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年10月18日

株式会社 技研製作所
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社技研製作所の2023年9月1日から2024年8月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書類等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月21日

株式会社 技研製作所 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 油 野 昭 彦 ㊞

監 査 役 松 岡 さ ゆ り ㊞

社外監査役 浪 越 一 郎 ㊞

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場

高知市高須砂地155番地
シリーズ 3階 レインボーホール
TEL : 088 - 866 - 7000



最寄り駅等

- JR高知駅（土讃線）より車で約8分
- 高知龍馬空港より車で約25分
- 高知中央ICを降りてすぐ